

川崎市公舎管理検討委員会設置要綱

(平成6年10月24日付 6川企管第343号市長決裁)

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、公舎の円滑な運営を図ることを主眼として、公舎の設置並びに維持及び管理の適正を期するため、川崎市公舎管理検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討する。

- (1) 公舎の設置、維持、管理に関すること。
- (2) その他公舎の改善に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は副市長を、副委員長は財政局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において、委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8条 検討委員会の下に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、その職務は第4条第2項及び第3項を、その説明又は、関係者の出席は第7条を準用する。
- 4 幹事会は、検討委員会に上程する資料等を調製する。
- 5 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第9条 検討委員会の庶務は、財政局資産管理部資産運用課において処理する。

(庶 務)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年10月24日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 18 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 18 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。